

| 新：施設維持補修工事共通仕様書 (2024 年 4 月) | 旧：電気設備保全業務共通仕様書 (2023 年 4 月) | 改訂理由 | 改訂内容 |
|---|--|------|---|
| <p style="text-align: center;">施設維持補修工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">202<u>4</u>年04月</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>ひと・まち・くらしをネットワーク</p> <p>首都高速道路 株式会社</p> </div> </div> | <p style="text-align: center;">施設維持補修工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">2023年04月 (2024年1月一部追記)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>ひと・まち・くらしをネットワーク</p> <p>首都高速道路 株式会社</p> </div> </div> | | <p>(略)</p> <p style="color: red;">変更</p> <p>(略)</p> |

第1編 施設維持補修工事共通仕様書

第1章 総則

第1節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2節 照査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第3節 測量および調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4節 施工管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第5節 安全衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第6節 監督職員が行う検査・・・・・・・・・・・・ 44

第7節 電気工作物保安検査・・・・・・・・・・・・ 46

第8節 検査員等が行う検査・・・・・・・・・・・・ 47

第2章 機器及び材料

第1節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第3章 電気通信設備維持業務

第1節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

第4章 各種電気設備補修工事

第1節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第2節 配管配線補修工事・・・・・・・・・・・・ 58

第3節 照明標識等設備補修工事・・・・・・・・ 59

第4節 交通管制設備補修工事・・・・・・・・ 60

第5節 通信設備補修工事・・・・・・・・・・・・ 61

第6節 ETC設備補修工事・・・・・・・・・・・・ 62

第5章 建物等維持業務

第1節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

第6章 建物等補修工事

第1節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

第2節 材料一般・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

第7章 建物等維持業務

第8章 建物等維持業務

第9章 緊急応急対策作業

第1節 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

第2節 緊急応急作業詳細・・・・・・・・・・・・ 72

第1編 施設維持補修工事共通仕様書

第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-11

第2章 機器及び材料・・・・・・・・・・・・ 1-57

第3章 電気通信設備維持業務・・・・・・・・ 1-64

第4章 各種電気設備補修工事・・・・・・・・ 1-66

第5章 建物等維持業務・・・・・・・・・・・・ 1-71

第6章 建物等補修工事・・・・・・・・・・・・ 1-72

第7章 機械設備維持業務・・・・・・・・・・・・ 1-76

第8章 機械設備補修工事・・・・・・・・・・・・ 1-77

第9章 緊急応急対策作業・・・・・・・・・・・・ 1-78

第10章 積雪凍結対策作業・・・・・・・・ 1-83

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-86

・昨年の意見照会
より、頁番号を通
し番号に変更

変更

| 新：施設維持補修工事共通仕様書（2024年4月） | 旧：電気設備保全業務共通仕様書（2023年4月） | 改訂理由 | 改訂内容 |
|--|---|-----------------------------|-----------|
| <p><u>第3節 緊急連絡業務</u>・・・・・・・・・・・・・74</p> <p><u>第10章 積雪凍結対策作業</u></p> <p><u>第1節 一般事項</u>・・・・・・・・・・・・・75</p> <p><u>第2節 積雪凍結対策作業詳細</u>・・・・・・・・・・・・・76</p> <p><u>資料編</u>・・・・・・・・・・・・・78</p> | | | |
| | | | (略) |
| <p>1.3.1 現場測量</p> <p>1 受注者は、設計図書及び監督職員の指示に従い、工事の施工に先立ち、必要な測量及び測定（既存構造物及び設備を含む）を行い、この結果を速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、設計図書に定められた調査の他、補修工事対象の既存構造物については、自らの責任と費用により調査を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。</p> <p><u>3 測量の方法及び精度は、調査・設計共通仕様書によるものとする。</u></p> | <p>1.3.1 現場測量</p> <p>1 受注者は、設計図書及び監督職員の指示に従い、工事の施工に先立ち、必要な測量及び測定（既存構造物及び設備を含む）を行い、この結果を速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、設計図書に定められた調査の他、補修工事対象の既存構造物については、自らの責任と費用により調査を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。</p> | <p>・測量の方法、精度の記載追加</p> | <u>追加</u> |
| | | | (略) |
| <p>1.4.6 施工図等の承諾（建築工事）</p> <p>受注者は、設計図書において施工図等に関し監督職員の承諾を得ることと指定された事項（<u>設計図書では施工や製作に不十分な場合や構造・意匠において施工図の作成が必要な場合等</u>）については、施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <p>1.4.6 施工図等の承諾（建築工事）</p> <p>受注者は、設計図書において施工図等に関し監督職員の承諾を得ることと指定された事項については、施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <p>・昨年の意見照会より要否判断の目安を追加</p> | <u>追加</u> |
| | | | (略) |
| <p>1.4.14 環境保全</p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>5 受注者は、水中に工事事資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> | <p>1.4.14 環境保全</p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>5 受注者は、水中に工事事資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> | <p>・法令、要領等の最新改訂反映</p> | <u>変更</u> |

| 新：施設維持補修工事共通仕様書（2024年4月） | 旧：電気設備保全業務共通仕様書（2023年4月） | 改訂理由 | 改訂内容 |
|--|---|------|------|
| <p>6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編（平成14年4月付建設省経機発第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月改正付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表2.1.1に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成14年4月付国総施第225号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</p> <p>(1) 東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 （平成12年12月22日条例第215号）</p> <p>(2) 神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 （平成9年10月17日条例第35号）</p> <p>(3) 埼玉県：埼玉県生活環境保全条例 （平成13年7月17日条例第57号）</p> <p>(4) 千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 （平成14年3月26日条例第2号）</p> <p>9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>10 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定</p> | <p>6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下受注者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</p> <p>(1) 東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 （平成12年12月22日条例第215号）</p> <p>(2) 神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 （平成9年10月17日条例第35号）</p> <p>(3) 埼玉県：埼玉県生活環境保全条例 （平成13年7月17日条例第57号）</p> <p>(4) 千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 （平成14年3月26日条例第2号）</p> <p>9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>10 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> | | |

| 新：施設維持補修工事共通仕様書（2024年4月） | 旧：電気設備保全業務共通仕様書（2023年4月） | 改訂理由 | 改訂内容 |
|--|--|--|--------------------------------|
| <p>調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p> | <p>る。</p> <p>(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p> | | |
| | | | (略) |
| <p>1.5.12 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に<u>工事の施工に伴う</u>損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に<u>工事の施工に伴う</u>損害を及ぼした場合は、維持補修契約書第27条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、工事車両による土砂等、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府・国土交通省令第1条、<u>令和5年3月</u>改正）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（<u>国道利第37号 国道国防第205号、平成18年3月</u>改正）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）及び道路工事保安施設設置基準（国関整道管第<u>8号、令和元年5月</u>改正）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8 第三者が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> | <p>1.5.12 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、維持補修契約書第27条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、工事車両による土砂等、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府・国土交通省令第4条、平成26年5月26日改正）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）及び道路工事保安施設設置基準（国関整道管第65号、平成18年4月1日）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8 第三者が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> | <p>記載の具体化のため</p> <p>・法令、要領等の最新改訂反映</p> | <p><u>追加</u> <u>変更</u></p> |

| 新：施設維持補修工事共通仕様書（2024年4月） | 旧：電気設備保全業務共通仕様書（2023年4月） | 改訂理由 | 改訂内容 |
|---|--|---|------------------|
| <p>9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>10 受注者は、首都高速道路上で工事を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>12 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>13 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックして、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、確認の記録を整備しなければならない。なお、監督職員から指示があった場合は、速やかに提示すること。</p> | <p>9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>10 受注者は、首都高速道路上で工事を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>12 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>13 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックして、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、確認の記録を整備しなければならない。なお、監督職員から指示があった場合は、速やかに提示すること。</p> | | |
| <p>2.1.5 機材検査 (電気工事)</p> <p>1 機材検査とは、工場立会検査及び現場受入検査をいう。</p> <p>(1) 工場立会検査 受注者が、機材の製造会社の工場に臨場して、使用機材の品質と数量を確認する検査。</p> <p>(2) 現場受入検査 受注者が、使用機材を現場搬入時において、品質と数量を確認する検査。</p> <p>2 工場立会検査 受注者が行う機材検査及び確認は、以下の手順により実施する。</p> <p>(1) 受注者は、使用機材の性能・品質が確認できる「検査項目」、「検査方法」、「検査合格判定基準」、「検査場所」、「検査予定日」、「工事機材検査体制」等を記載した、「工事機材検査実施手順書」を定め、製作図の提出と合わせ、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、「工事機材検査実施手順書」を監督職員に提出し、工場立会検査に監督職員 の臨場の有無について確認する。受注者は工場立会検査において監督職員が臨場する場合は立会検査の事前に「工事材料検査請求書」を製造業者の製品検査成績書を添付し監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 上記(2)項において、受注者は、工事機材検査実施手順書に基づき機材検査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>(4) 機材検査結果の報告時期 <u>受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書または又は工事施工立会検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。</u></p> <p>(5) 報告の内容 イ 「工事機材検査実施手順書」で定めた検査項目 ロ 良否の判定及びその根拠</p> <p>(6) 報告書の添付資料</p> | <p>2.1.5 機材検査 (電気工事)</p> <p>1 機材検査とは、工場立会検査及び現場受入検査をいう。</p> <p>(1) 工場立会検査 受注者が、機材の製造会社の工場に臨場して、使用機材の品質と数量を確認する検査。</p> <p>(2) 現場受入検査 受注者が、使用機材を現場搬入時において、品質と数量を確認する検査。</p> <p>2 工場立会検査 受注者が行う機材検査及び確認は、以下の手順により実施する。</p> <p>(1) 受注者は、使用機材の性能・品質が確認できる「検査項目」、「検査方法」、「検査合格判定基準」、「検査場所」、「検査予定日」、「工事機材検査体制」等を記載した、「工事機材検査実施手順書」を定め、製作図の提出と合わせ、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、「工事機材検査実施手順書」を監督職員に提出し、工場立会検査に監督職員 の臨場の有無について確認する。受注者は工場立会検査において監督職員が臨場する場合は立会検査の事前に「工事材料検査請求書」を製造業者の製品検査成績書を添付し監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 上記(2)項において、受注者は、工事機材検査実施手順書に基づき機材検査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>(4) 機材検査結果の報告時期 工事機材検査実施後、速やかに監督職員へ報告するものとする。</p> <p>(5) 報告の内容 イ 「工事機材検査実施手順書」で定めた検査項目 ロ 良否の判定及びその根拠</p> <p>(6) 報告書の添付資料 イ 検査結果の考察 ロ 検査状況及び機材品質確認写真 ハ その他使用機材の品質が確認できる資料</p> | <p>・昨年の意見照会よりメーカー製造等一般汎用品は簡易的な対応でも良いと解釈できる表現に変更</p> | <p><u>追加</u></p> |

| 新：施設維持補修工事共通仕様書（2024年4月） | 旧：電気設備保全業務共通仕様書（2023年4月） | 改訂理由 | 改訂内容 |
|---|---|------|------|
| <p>イ 検査結果の考察</p> <p>ロ 検査状況及び機材品質確認写真</p> <p>ハ その他使用機材の品質が確認できる資料</p> <p>(7) 受注者は、下記項目に該当する使用機材の場合、製造会社の社内製品検査成績書及び素材の規格証明書の確認をもって、工場立会検査を省略できる。</p> <p>イ JIS表示品</p> <p>ロ 現場受入検査時に機材の品質検査が可能である。</p> <p>(8) 受注者は、工場立会検査の実施を省略する場合、その理由を工事機材検査実施手順書に明記して、主任監督員に提出する。</p> <p>(9) 受注者は、下記項目に該当する場合、当社職員の臨場を受けなければならない。</p> <p>イ 設計図書で工場立会検査の臨場を明記している場合。</p> <p>ロ 使用機材の性能、品質が製造工場でのみ確認可能な場合。</p> <p>ハ 電気保安上、工場での使用機材性能試験が必要な場合。</p> <p>ニ その他主任監督員の指示があった場合。</p> <p>3 現場受入検査</p> <p>(1) 受注者は、社内検査成績書、製造業者の社内検査成績書、素材の規格証明書及びその他必要な品質を証明する書類の確認をもって、現場受入検査を実施しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、主任監督員が必要と認めた機材について、監督職員の臨場のうえ現場受入検査を実施しなければならない。</p> <p>(機械工事)</p> <p>1 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。</p> <p>2 機材検査は、品質及び数量について行うものとする。</p> <p>3 品質検査</p> <p>(1) 品質検査は、機材の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに成分品質、性能等を確認するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を「工事材料検査報告書」又は「工事施工立会検査報告書」のいずれかに添付し、整備・保管しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の承諾を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格した場合は、物理的又は化学的試験を省略することができる。</p> <p>(4) 監督職員は、品質検査に合格した機材についても必要と認めるときは、機材の抜取りによる物理的又は化学的試験を受注者に指示することができる。</p> <p>4 数量検査</p> <p>数量検査は、検量又は出来型により使用する機材の数量を確認するとともに、品質証明書等との照合により行うものとする。</p> | <p>(7) 受注者は、下記項目に該当する使用機材の場合、製造会社の社内製品検査成績書及び素材の規格証明書の確認をもって、工場立会検査を省略できる。</p> <p>イ JIS表示品</p> <p>ロ 現場受入検査時に機材の品質検査が可能である。</p> <p>(8) 受注者は、工場立会検査の実施を省略する場合、その理由を工事機材検査実施手順書に明記して、主任監督員に提出する。</p> <p>(9) 受注者は、下記項目に該当する場合、当社職員の臨場を受けなければならない。</p> <p>イ 設計図書で工場立会検査の臨場を明記している場合。</p> <p>ロ 使用機材の性能、品質が製造工場でのみ確認可能な場合。</p> <p>ハ 電気保安上、工場での使用機材性能試験が必要な場合。</p> <p>ニ その他主任監督員の指示があった場合。</p> <p>3 現場受入検査</p> <p>(1) 受注者は、社内検査成績書、製造業者の社内検査成績書、素材の規格証明書及びその他必要な品質を証明する書類の確認をもって、現場受入検査を実施しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、主任監督員が必要と認めた機材について、監督職員の臨場のうえ現場受入検査を実施しなければならない。</p> <p>(機械工事)</p> <p>1 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書または工事施工立会検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するものとする。電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。</p> <p>2 機材検査は、品質及び数量について行うものとする。</p> <p>3 品質検査</p> <p>(1) 品質検査は、機材の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに成分品質、性能等を確認するために必要な物理的または化学的試験により行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を「工事材料検査報告書」または「工事施工立会検査報告書」のいずれかに添付し、整備・保管しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的または化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の承諾を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 受注者は、設計図書に定めがあるときまたは監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格した場合は、物理的または化学的試験を省略することができる。</p> <p>(4) 監督職員は、品質検査に合格した機材についても必要と認めるときは、機材の抜取りによる物理的または化学的試験を受注者に指示することができる。</p> <p>4 数量検査</p> <p>数量検査は、検量または出来型により使用する機材の数量を確認するとともに、品質証明書等との照合により行うものとする。</p> <p>5 工事材料検査または工事施工立会検査</p> | | |

| 新：施設維持補修工事共通仕様書（2024年4月） | 旧：電気設備保全業務共通仕様書（2023年4月） | 改訂理由 | 改訂内容 |
|--|--|--|------------------|
| <p>5 工事材料検査又は工事施工立会検査</p> <p>受注者は、工事材料検査又は工事施工立会検査の受検に当たっては、それぞれ「工事材料検査報告書」又は「工事施工立会検査報告書」に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及び品質管理室工事検査課による検査時に提出しなければならない。</p> | <p>受注者は、工事材料検査または工事施工立会検査の受検に当たっては、それぞれ「工事材料検査報告書」または「工事施工立会検査報告書」に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及び品質管理室工事検査課による検査時に提出しなければならない。</p> | | |
| | (電気工事) | | (略) |
| <p>10.1.1 適用</p> <p>本章は、積雪凍結対策作業として、除雪工、凍結防止工その他これらに類する工種に適用するものとする。<u>また、設計図書において特に定めのない事項については、監督職員の指示による。</u></p> | <p>10.1.1 適用</p> <p>本章は、積雪凍結対策作業として、除雪工、凍結防止工その他これらに類する工種に適用するものとする。</p> | <p>・積雪凍結対策の報告書として明記されていない報告書が存在するため。</p> | <p><u>追加</u></p> |